暴力団対策室だより

➤ 愛媛県内の暴力団勢力

令和６年末現在、愛媛県内における暴力団勢力は、

・組織数　　約 30 組織
・構成員等数　約 220 人（準構成員等を含む）

を把握しています。

指定暴力団の系列としては、約９割が六代目山口組の系列傘下組織となっています。

➤ 暴力団員の検挙状況

《令和６年中の主要検挙事例》

３月	池田組組員によるけん銃使用の殺人事件
７月	六代目山口組傘下組織組員外６名による恐喝未遂、傷害事件
９月	六代目山口組傘下組織組員による威力業務妨害事件

➤ 暴力団員への行政命令発出状況

《行政命令とは？》

警察署長又は公安委員会は、暴力団対策法に規定される暴力的要求行為等を行った指定暴力団員等に対し、当該行為の中止等を命令することができます。

愛媛県警察及び愛媛県公安委員会では、暴力団対策法が施行された平成４年以降、令和６年末までに、

・中止命令　　325 件
・その他の命令　　19 件

の行政命令を発出しています。

《過去５年間の行政命令発出件数》

		R2	R3	R4	R5	R6
中止命令		1	5	0	2	2
その他の命令		0	0	0	0	0
	再発防止命令	0	0	0	0	1
	防止命令	0	0	0	0	0
合計		1	5	0	2	3

《行政命令の発出事例》

○ 中止命令

・ レジャー施設業者に肩書入り名刺を示しながら「寄附をお願いしてまして。」等と告げて寄附金名目に金品を要求した指定暴力団員に対し、中止命令を発出
・ 運輸業経営者に肩書入り名刺を示しながら「何かあったら解決してあげるから」等と告げて用心棒料等名目に金品を要求した指定暴力団員に対し、中止命令を発出

○ 再発防止命令

・ 上記２件の中止命令に加え、「２万円貸してくれませんか。何かあったら解決してあげるから」と用心棒料等名目に金品を要求した指定暴力団員に対し、再発防止命令を発出